

私 債 権 放 棄 調 書 (総 括 表)

債 権 の 名 称 (担 当 部 署)	債 権 の 額	債 権 の 件 数	ページ番号
市営住宅使用料(産業建設部都市整備課)	303,860 円	4 件	1
水道料金(上下水道部上水道課)	895,236 円	127 件	2
亀山市立医療センター使用料・手数料(医療センター病院総務課)	126,805 円	8 件	10
合 計	1,325,901 円	139 件	

私 債 権 放 棄 調 書

債 権 の 名 称 市営住宅使用料

担 当 部 署 産業建設部都市整備課

番 号	債権の額	放棄決定日	放 棄 し た 理 由 等			
			債権発生日	事 由	備 考	
1	90,900 円	平成30年3月31日	平成25年7月1日	徴収停止の措置をとった日から1年経過(条例第8条第1項第5号)	平成30年1月29日	債務者 亀山市民
2	83,600 円	平成30年3月31日	平成26年4月1日	徴収停止の措置をとった日から1年経過(条例第8条第1項第5号)	平成30年1月29日	債務者 亀山市民
3	127,200 円	平成30年3月31日	平成27年4月1日	徴収停止の措置をとった日から1年経過(条例第8条第1項第5号)	平成30年1月29日	債務者 亀山市民
4	2,160 円	平成30年3月31日	平成28年4月1日	徴収停止の措置をとった日から1年経過(条例第8条第1項第5号)	平成30年1月29日	債務者 亀山市民
計	303,860 円					

私 債 権 放 棄 調 書

債権の名称 水道料金

担当部署 上下水道部上水道課

番号	債権の額	放棄決定日	放棄した理由等			
			債権発生日	事	由	備考
1	1,050円	平成30年3月31日	平成25年9月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	平成30年3月14日	債務者 市外在住者
2	2,100円	平成30年3月31日	平成26年2月～3月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	平成30年3月14日	債務者 市外在住者
3	2,625円	平成30年3月31日	平成23年3月～5月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	平成30年3月14日	債務者 市外在住者
4	1,050円	平成30年3月31日	平成25年6月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	平成30年3月14日	債務者 市外在住者
5	2,064円	平成30年3月31日	平成25年11月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	平成30年3月14日	債務者 市外在住者
6	1,510円	平成30年3月31日	平成25年8月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	平成30年3月14日	債務者 市外在住者
7	2,100円	平成30年3月31日	平成26年2月～3月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	平成30年3月14日	債務者 市外在住者
8	3,675円	平成30年3月31日	平成25年2月～5月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	平成30年3月14日	債務者 市外在住者
9	89,346円	平成30年3月31日	平成20年2月～平成26年3月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	平成30年3月14日	債務者 市外在住者
10	11,546円	平成30年3月31日	平成24年11月～平成25年3月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	平成30年3月14日	債務者 市外在住者
11	6,825円	平成30年3月31日	平成25年8月～平成26年2月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	平成30年3月14日	債務者 市外在住者
12	3,150円	平成30年3月31日	平成25年9月～12月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	平成30年3月14日	債務者 市外在住者
13	1,050円	平成30年3月31日	平成25年8月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	平成30年3月14日	債務者 市外在住者
14	1,575円	平成30年3月31日	平成25年7月～8月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	平成30年3月14日	債務者 市外在住者
15	6,825円	平成30年3月31日	平成25年9月～平成26年3月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	平成30年3月14日	債務者 市外在住者
16	1,878円	平成30年3月31日	平成23年9月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	平成30年3月14日	債務者 市外在住者

番 号	債権の額	放棄決定日	放 棄 し た 理 由 等			
			債権発生日	事 由	備 考	
17	1,575円	平成30年3月31日	平成25年4月～5月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	平成30年3月14日	債務者 市外在住者
18	1,050円	平成30年3月31日	平成25年4月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	平成30年3月14日	債務者 市外在住者
19	4,070円	平成30年3月31日	平成25年4月～6月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	平成30年3月14日	債務者 市外在住者
20	8,454円	平成30年3月31日	平成23年5月～11月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	平成30年3月14日	債務者 市外在住者
21	14,700円	平成30年3月31日	平成23年5月～11月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	平成30年3月14日	債務者 市外在住者
22	1,709円	平成30年3月31日	平成24年9月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	平成30年3月14日	債務者 市外在住者
23	30,416円	平成30年3月31日	平成24年9月～平成26年3月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	平成30年3月14日	債務者 市外在住者
24	4,725円	平成30年3月31日	平成25年7月～12月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	平成30年3月14日	債務者 市外在住者
25	1,326円	平成30年3月31日	平成26年3月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	平成30年3月14日	債務者 市外在住者
26	6,016円	平成30年3月31日	平成25年5月～7月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	平成30年3月14日	債務者 市外在住者
27	5,732円	平成30年3月31日	平成25年5月～8月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	平成30年3月14日	債務者 市外在住者
28	2,192円	平成30年3月31日	平成26年1月～3月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	平成30年3月14日	債務者 市外在住者
29	3,978円	平成30年3月31日	平成26年1月～3月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	平成30年3月14日	債務者 市外在住者
30	3,334円	平成30年3月31日	平成25年6月～9月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	平成30年3月14日	債務者 市外在住者
31	7,377円	平成30年3月31日	平成25年4月・平成25年10月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	平成30年3月14日	債務者 市外在住者
32	1,050円	平成30年3月31日	平成25年12月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	平成30年3月14日	債務者 市外在住者
33	1,050円	平成30年3月31日	平成26年1月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	平成30年3月14日	債務者 市外在住者
34	2,100円	平成30年3月31日	平成25年4月～5月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	平成30年3月14日	債務者 市外在住者

番 号	債権の額	放棄決定日	放 棄 し た 理 由 等			
			債権発生日	事 由	備 考	
35	26,430円	平成30年3月31日	平成25年5月～10月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	平成30年3月14日	債務者 市外在住者
36	9,073円	平成30年3月31日	平成25年7月～平成26年2月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	平成30年3月14日	債務者 市外在住者
37	78,060円	平成30年3月31日	平成21年5月～平成26年3月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	平成30年3月14日	債務者 市外在住者
38	3,978円	平成30年3月31日	平成25年11月～平成26年1月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	平成30年3月14日	債務者 市外在住者
39	4,536円	平成30年3月31日	平成25年8月～11月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	平成30年3月14日	債務者 市外在住者
40	1,234円	平成30年3月31日	平成25年12月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	平成30年3月14日	債務者 市外在住者
41	34,786円	平成30年3月31日	平成22年7月～平成23年3月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	平成30年3月14日	債務者 市外在住者
42	12,490円	平成30年3月31日	平成23年4月～平成24年2月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	平成30年3月14日	債務者 市外在住者
43	1,786円	平成30年3月31日	平成25年5月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	平成30年3月14日	債務者 市外在住者
44	6,760円	平成30年3月31日	平成26年1月～3月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	平成30年3月14日	債務者 市外在住者
45	2,100円	平成30年3月31日	平成25年9月～10月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	平成30年3月14日	債務者 市外在住者
46	4,162円	平成30年3月31日	平成26年1月～3月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	平成30年3月14日	債務者 市外在住者
47	2,625円	平成30年3月31日	平成25年8月～10月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	平成30年3月14日	債務者 市外在住者
48	525円	平成30年3月31日	平成25年9月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	平成30年3月14日	債務者 市外在住者
49	2,100円	平成30年3月31日	平成25年11月～12月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	平成30年3月14日	債務者 市外在住者
50	1,050円	平成30年3月31日	平成26年3月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	平成30年3月14日	債務者 市外在住者
51	7,875円	平成30年3月31日	平成24年4月～11月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	平成30年3月14日	債務者 市外在住者
52	3,426円	平成30年3月31日	平成25年10月～平成25年11月 ・平成26年3月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	平成30年3月14日	債務者 市外在住者

番 号	債権の額	放棄決定日	放 棄 し た 理 由 等			
			債権発生日	事 由	備 考	
53	1,326円	平成30年3月31日	平成26年2月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	平成30年3月14日	債務者 市外在住者
54	1,050円	平成30年3月31日	平成25年11月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	平成30年3月14日	債務者 市外在住者
55	1,050円	平成30年3月31日	平成25年8月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	平成30年3月14日	債務者 市外在住者
56	5,277円	平成30年3月31日	平成25年9月～平成26年1月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	平成30年3月14日	債務者 市外在住者
57	525円	平成30年3月31日	平成25年11月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	平成30年3月14日	債務者 市外在住者
58	3,150円	平成30年3月31日	平成25年5月～7月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	平成30年3月14日	債務者 市外在住者
59	1,142円	平成30年3月31日	平成25年4月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	平成30年3月14日	債務者 市外在住者
60	2,100円	平成30年3月31日	平成25年6月～7月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	平成30年3月14日	債務者 市外在住者
61	2,625円	平成30年3月31日	平成25年5月～7月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	平成30年3月14日	債務者 市外在住者
62	2,192円	平成30年3月31日	平成26年2月～3月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	平成30年3月14日	債務者 市外在住者
63	525円	平成30年3月31日	平成25年4月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	平成30年3月14日	債務者 市外在住者
64	4,200円	平成30年3月31日	平成25年4月～7月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	平成30年3月14日	債務者 市外在住者
65	1,050円	平成30年3月31日	平成26年3月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	平成30年3月14日	債務者 市外在住者
66	40,610円	平成30年3月31日	平成23年8月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	平成30年3月14日	債務者 市外在住者
67	4,200円	平成30年3月31日	平成25年12月～平成26年3月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	平成30年3月14日	債務者 市外在住者
68	11,681円	平成30年3月31日	平成23年7月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	平成30年3月14日	債務者 市外在住者
69	4,200円	平成30年3月31日	平成25年7月・平成25年9月～ 11月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	平成30年3月14日	債務者 市外在住者
70	1,050円	平成30年3月31日	平成25年8月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	平成30年3月14日	債務者 市外在住者

番 号	債権の額	放棄決定日	放 棄 し た 理 由 等			
			債権発生日	事 由	日 付	備 考
71	5,802円	平成30年3月31日	平成25年8月～平成26年3月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	平成30年3月14日	債務者 市外在住者
72	7,898円	平成30年3月31日	平成25年5月～平成25年8月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	平成30年3月14日	債務者 市外在住者
73	2,376円	平成30年3月31日	平成25年11月～12月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	平成30年3月14日	債務者 市外在住者
74	1,418円	平成30年3月31日	平成26年3月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	平成30年3月14日	債務者 市外在住者
75	2,100円	平成30年3月31日	平成25年10月～11月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	平成30年3月14日	債務者 市外在住者
76	1,418円	平成30年3月31日	平成26年3月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	平成30年3月14日	債務者 市外在住者
77	3,150円	平成30年3月31日	平成25年12月・平成26年2月～ 3月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	平成30年3月14日	債務者 市外在住者
78	624円	平成30年3月31日	平成25年5月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	平成30年3月14日	債務者 市外在住者
79	624円	平成30年3月31日	平成25年5月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	平成30年3月14日	債務者 市外在住者
80	1,249円	平成30年3月31日	平成25年7月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	平成30年3月14日	債務者 市外在住者
81	2,100円	平成30年3月31日	平成24年10月～11月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	平成30年3月14日	債務者 市外在住者
82	3,204円	平成30年3月31日	平成25年2月～3月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	平成30年3月14日	債務者 市外在住者
83	4,476円	平成30年3月31日	平成25年5月～8月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	平成30年3月14日	債務者 市外在住者
84	2,625円	平成30年3月31日	平成25年10月～12月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	平成30年3月14日	債務者 市外在住者
85	7,626円	平成30年3月31日	平成25年4月～10月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	平成30年3月14日	債務者 市外在住者
86	6,020円	平成30年3月31日	平成25年11月～平成26年1月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	平成30年3月14日	債務者 市外在住者
87	1,249円	平成30年3月31日	平成24年3月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	平成30年3月14日	債務者 市外在住者
88	4,200円	平成30年3月31日	平成25年4月～7月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	平成30年3月14日	債務者 市外在住者

番 号	債権の額	放棄決定日	放 棄 し た 理 由 等			
			債権発生日	事 由	日 付	備 考
89	4,200円	平成30年3月31日	平成25年4月～7月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	平成30年3月14日	債務者 市外在住者
90	4,200円	平成30年3月31日	平成25年4月～7月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	平成30年3月14日	債務者 市外在住者
91	8,540円	平成30年3月31日	平成25年12月～平成26年3月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	平成30年3月14日	債務者 市外在住者
92	6,300円	平成30年3月31日	平成25年9月～平成26年2月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	平成30年3月14日	債務者 市外在住者
93	2,252円	平成30年3月31日	平成25年10月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	平成30年3月14日	債務者 市外在住者
94	2,498円	平成30年3月31日	平成25年9月～10月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	平成30年3月14日	債務者 市外在住者
95	4,996円	平成30年3月31日	平成23年8月～平成24年1月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	平成30年3月14日	債務者 市外在住者
96	1,878円	平成30年3月31日	平成26年1月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	平成30年3月14日	債務者 市外在住者
97	9,264円	平成30年3月31日	平成25年5月～8月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	平成30年3月14日	債務者 市外在住者
98	4,200円	平成30年3月31日	平成25年12月～平成26年3月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	平成30年3月14日	債務者 市外在住者
99	3,150円	平成30年3月31日	平成26年1月～平成26年3月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	平成30年3月14日	債務者 市外在住者
100	1,418円	平成30年3月31日	平成26年3月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	平成30年3月14日	債務者 市外在住者
101	525円	平成30年3月31日	平成25年7月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	平成30年3月14日	債務者 市外在住者
102	4,200円	平成30年3月31日	平成25年4月～7月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	平成30年3月14日	債務者 市外在住者
103	11,781円	平成30年3月31日	平成25年3月～平成26年2月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	平成30年3月14日	債務者 市外在住者
104	1,050円	平成30年3月31日	平成23年4月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	平成30年3月14日	債務者 市外在住者
105	4,725円	平成30年3月31日	平成25年8月～12月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	平成30年3月14日	債務者 市外在住者
106	2,192円	平成30年3月31日	平成25年4月～5月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	平成30年3月14日	債務者 市外在住者

番 号	債権の額	放棄決定日	放 棄 し た 理 由 等			
			債権発生日	事 由	日 付	備 考
107	3,150円	平成30年3月31日	平成25年6月～8月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	平成30年3月14日	債務者 市外在住者
108	4,725円	平成30年3月31日	平成25年6月～10月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	平成30年3月14日	債務者 市外在住者
109	1,050円	平成30年3月31日	平成26年3月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	平成30年3月14日	債務者 市外在住者
110	525円	平成30年3月31日	平成25年11月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	平成30年3月14日	債務者 市外在住者
111	1,575円	平成30年3月31日	平成25年10月～平成25年11月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	平成30年3月14日	債務者 市外在住者
112	2,625円	平成30年3月31日	平成25年10月～12月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	平成30年3月14日	債務者 市外在住者
113	3,122円	平成30年3月31日	平成26年1月～3月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	平成30年3月14日	債務者 市外在住者
114	4,200円	平成30年3月31日	平成25年7月～10月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	平成30年3月14日	債務者 市外在住者
115	1,050円	平成30年3月31日	平成25年8月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	平成30年3月14日	債務者 市外在住者
116	1,391円	平成30年3月31日	平成26年1月・平成26年3月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	平成30年3月14日	債務者 市外在住者
117	147,760円	平成30年3月31日	平成23年10月～平成26年1月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	平成30年3月14日	債務者 市外在住者
118	4,200円	平成30年3月31日	平成25年8月～11月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	平成30年3月14日	債務者 市外在住者
119	2,100円	平成30年3月31日	平成25年8月～9月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	平成30年3月14日	債務者 市外在住者
120	3,150円	平成30年3月31日	平成23年7月～9月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	平成30年3月14日	債務者 市外在住者
121	5,250円	平成30年3月31日	平成25年4月～8月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	平成30年3月14日	債務者 市外在住者
122	2,683円	平成30年3月31日	平成25年8月～9月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	平成30年3月14日	債務者 市外在住者
123	2,100円	平成30年3月31日	平成24年12月～平成25年1月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	平成30年3月14日	債務者 市外在住者
124	2,100円	平成30年3月31日	平成25年12月～平成26年1月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	平成30年3月14日	債務者 市外在住者

番 号	債権の額	放棄決定日	放 棄 し た 理 由 等			
			債権発生日	事 由	日 期	備 考
125	1,050円	平成30年3月31日	平成26年1月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	平成30年3月14日	債務者 市外在住者
126	34,650円	平成30年3月31日	平成20年10月～平成21年3月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	平成30年3月14日	債務者 市外在住者
127	1,080円	平成30年3月31日	平成26年5月	消滅時効に係る時効期間2年の満了による 放棄(条例第8条第1項第3号)	平成30年3月14日	債務者 亀山市民
計	895,236円					

私 債 権 放 棄 調 書

債 権 の 名 称 亀山市立医療センター使用料・手数料

担 当 部 署 医療センター病院総務課

番 号	債権の額	放棄決定日	放 棄 し た 理 由 等		
			債権発生日	事 由	備 考
1	86,709 円	平成30年3月31日	平成23年10月21日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成26年10月21日 債務者 亀山市民
2	10,146 円	平成30年3月31日	平成23年10月21日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成26年10月21日 債務者 亀山市民
3	1,320 円	平成30年3月31日	平成23年5月1日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成26年5月1日 債務者 亀山市民
4	1,050 円	平成30年3月31日	平成23年4月15日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成26年4月15日 債務者 亀山市民
5	1,950 円	平成30年3月31日	平成23年5月9日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成26年5月9日 債務者 市外在住者
6	380 円	平成30年3月31日	平成23年7月5日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成26年7月5日 債務者 亀山市民
7	24,710 円	平成30年3月31日	平成23年12月13日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成26年12月13日 債務者 亀山市民
8	540 円	平成30年3月31日	平成24年1月17日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成27年1月17日 債務者 亀山市民
計	126,805 円				